

景観形成基準適合チェックリスト

木竹の伐採

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄	
		チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの にレが入らなければ「適合」となりません)	適・不適
木竹の伐採	・道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。	伐採位置は道路など公共の場から見えないようにする 道路など公共の場から見える場合は植栽を行う 自然萌芽 その他の配慮(
	・大規模な木竹の伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、遠方からの眺望に配慮し道路など公共の場からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。	大規模な伐採は遠方にある道路など公共の場からも見えないようにする(遠方からの眺望に配慮する) やむを得ず見えてしまう場合は次の配慮を行う (どこからの眺望に配慮するのか具体的な場所: 現状の自然の植生を残す工夫を行う(具体的な内容: 現状の地形を生かす工夫を行う(具体的な内容: その他(
	・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。	伐採後は周辺の植生に配慮して植栽する 植栽する樹種名(地域に従前から多く生育する樹種名(自然萌芽 植栽できない場合はその理由(
	・地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。	地域を特色づけている樹木、生垣等がある場合は伐採しない 同じ場所に残す 移植する 地域を特色づけている樹木、生垣等があり伐採する場合はこれに変わる植栽をする その他の配慮(地域を特色づけている樹木、生垣等はない	

受付番号 号